

■ 農業用ため池の届出制度が始まります

近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました（令和元年7月1日施行）。これにより、農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

※現在利用されていない施設でも、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q. 届出の期限は？

A. 法律の施行日（令和元年7月1日）以前から設置されている施設については、施行日から6カ月以内に届け出をする必要があります。

Q. 届出をすべき人は？

A. 農業用ため池の所有者です。※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

《届出制度のQ&A》

Q. 届出が必要となるため池は？

A. 農業用に利用される水の調整機能を有する全てのため池です。

【問い合わせ】

農林課農村整備係
☎ 85-6125

■ 「野生きのこ」の採取・販売等に関する注意喚起

これから「野生きのこ」の発生時期を迎えるにあたり、次の事項に留意してください。

① 「野生きのこ」を採取・出荷される方は、安全性を確認してから出荷してください。

から、必ず出荷前に放射性物質検査を実施してください。
③ 直売所等で販売する際には、採取地や出荷者の検査等を確認してください。

【問い合わせ】

農林課森林整備係
☎ 85-6125

② 特に「チチタケ」と「サクラシメジ」については、基準値を超える事案が発生していること

国民健康保険に加入されている皆様へ

限度額適用認定証の手続きについて

手続きはお済みですか？

国民健康保険に加入されている方の医療費が高額になると見込まれる場合、「限度額適用認定証」（町民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の医療費の支払いが限度額までとなります。

認定証の交付には申請が必要になり、申請した月から有効となりますので、お早めにお手続きください。交付を受けた方は、忘れずに医療機関の窓口で提示してください。

●対象者

- ① 70歳未満の方
- ② 70歳～74歳の町民税非課税世帯の方
- ③ 70歳以上の3割負担の方（課税所得690万円以上の方を除く）

※上記に該当しない方は認定証の交付を受けなくても支払いは限度額までとなるため、申請は不要です。

※国民健康保険以外の方は、勤務先にご相談ください。

- 申請窓口 役場1階 町民課 国保医療係
- 持ち物 保険証・印鑑・対象者と世帯主の個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

白鷹町総合防災訓練のお知らせ

●いつ 10月20日(日)

午前9時～昼12時

●どこで 鮎貝小学校グラウンド

●内容 火災防ぎょ訓練、初期
消火訓練、水防訓練、避難所
開設訓練など※当日、ポンプ車のサイレンが
鳴りますので、火災と間違わ
ないようお願いいたします。※火災防ぎょ訓練時、周辺の道
路が通行止めになりますので、
ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

総務課防災管財係

☎ 85-6122



昨年度の様子

蚕桑紬パーク屋内運動場利用調整会議

蚕桑紬パークの冬期(12月～
3月)の利用申込を受付けます。なお、冬期間の利用に関して
は、町内団体(5人以上)を優
先としますので、調整会議は町
内団体を対象とします。また、昨年度冬期利用実績の
ある団体には別途様式をお送り
します。

●申込受付期間

10月21日(月)午後5時まで

●申込方法 指定様式によりお
申し込みください。(白鷹町教
育委員会に備え付け)

《利用調整会議》

●いつ 11月7日(木)午後7時～

●どこで 中央公民館大会議室

※利用申込団体は、各団体代表
1名必ず出席ください。※利用調整会議は、申込期間内
に利用申請の提出があった団
体のみ参加できます。

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係

☎ 85-6147

FAX 85-2183

施設使用料等の変更のお知らせ

10月1日から消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、条例で定める町の施設の使用料等について、この改定に対応した料金に変更します。変更後の料金は、各施設または担当へお問い合わせください。

使用料等	問い合わせ先	
総合情報センター利用料金※	総合情報センター	☎ 86-0151
コミュニティセンター利用料金※	各地区コミュニティセンター	
産業センター利用料金※	産業センター	☎ 86-0001
ふるさと森林公園利用料金※		
自然活用総合管理施設利用料金※	パレス松風	☎ 85-1001
森林総合利用施設(炭焼釜等)利用料金※		
いきいき深山郷のどか村利用料金※	のどか村	☎ 85-0380
深山和紙振興研究センター(和紙漉き体験)利用料金※	深山和紙振興研究センター	☎ 85-3426
深山工房(陶芸教室)利用料金※	深山工房	☎ 090-2955-1939
ソフト小村使用料	商工観光課	☎ 87-0696
道路占用料	建設水道課	☎ 85-6140
上水道・簡易水道料金、加入金	建設水道課	☎ 85-6137
下水道・農業集落排水事業・町設置型合併処理浄化槽使用料	建設水道課	☎ 85-6138
都市公園(野球場、ソフトボール場、武道館、スポーツ交流館)使用料	教育委員会	☎ 85-6147
教育施設(学校、東陽グラウンド等)使用料	教育委員会	☎ 85-6146
鮎貝ふれあい広場(ギャラリー)使用料	教育委員会	☎ 85-6147
蚕桑紬パーク(屋内運動場)使用料	教育委員会	☎ 85-6147
スカイパーク利用料金※	有限会社トントンとんび	☎ 87-2500
文化交流センター利用料金※	文化交流センター	☎ 85-9071
町立病院・訪問看護ステーション使用料等	町立病院事務局	☎ 85-2155

※利用料金制の施設は、条例で定める金額を超えない範囲で指定管理者が町の承認を受けて定めることになっています。